

那覇市国民健康保険被保険者のパートナーシップ登録者への傷病手当金
相当額の支給に関する要綱

令和4年2月28日
健康部長 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により死亡した那覇市国民健康保険被保険者(以下「被保険者」という。)と住所を同一とし、かつ、生計を共にするパートナーシップ登録者(被保険者が死亡時に那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱(平成28年7月5日市長決裁)第6条第1項の登録証明書の交付を受けていた者をいう。以下「パートナーシップ登録者」という。)に対して、那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号。以下「条例」という。)付則第2条の傷病手当金(被保険者に係る傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から那覇市国民健康保険条例施行規則(平成14年那覇市規則第57号。以下「規則」という。)付則第4項に定める日までの間に属する場合に限る。)に相当する額(以下「傷病手当金相当額」という。)を支給するため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(支給対象者)

第3条 傷病手当金相当額は、被保険者の死亡時に当該被保険者に係る未申請の傷病手当金があるパートナーシップ登録者に支給する。

(支給額等)

第4条 傷病手当金相当額は、被保険者に係る傷病手当金のうち、未支給の額と同額とする。

(支給の申請)

第5条 市長は、傷病手当金相当額の支給を受けようとするパートナーシップ登録者(以下「申請者」という。)に、次に掲げる書類を提出させるものとする。この場合において、第6号に掲げる書類については、戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項に規定する者が存在しない等の理由により取得することが困難であると市長が認めるときは、その提出を求めないことができる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金相当額支給申請書(申請者記入用) (第1号様式)
- (2) 受診状況等申告書(申請者記入用) (第2号様式)
- (3) 国民健康保険傷病手当金相当額に係る給与等証明書(事業主記入用) (第3号様式)
- (4) 国民健康保険傷病手当金相当額に係る意見書(医療機関記入用) (第4号様式) (被保険者が医療機関を受診していない場合にあっては、当該被保険者が新型コロナウイルス感染症により死亡したことを証明することができる書類)
- (5) 申請者に係る戸籍個人事項証明書(日本国籍を有しない者にあっては、婚姻要件具備証明書又は独身証明書及びこれを日本語に翻訳した書類。次号(除籍個人事項証明書を含む。)において同じ。)
- (6) 被保険者に係る戸籍個人事項証明書又は除籍個人事項証明書
- (7) 那覇市パートナーシップ登録に関する事実証明書
- (8) 誓約書(第5号様式)
- (9) その他市長が必要と認めるもの
(支給決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、傷病手当金相当額の支給を決定したときは新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金相当額支給決定通知書(第6号様式)、傷病手当金相当額の不支給を決定したときは新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金相当額不支給決定通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合で、必要と認めるときは、被保険者に係る診療行為、療養内容、勤務状況、給与等の支払状況等の記載事実について、医療機関又は事業者に照会を行うものとする。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により傷病手当金相当額の支給の決定を受けた場合は、その決定を取り消し、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金相当額支給決定取消通知書(第8号様式)により通知するとともに、支給した傷病手当金相当額を返還させるものとする。

(補則)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年2月那覇市議会定例会において、傷病手当金相当額に係る補正予算の議決があった日から施行し、令和2年1月1日から適用する。(令和4年3月8日議決)